

北部準州(NT)では7月17日(金)以降, 国内他州からの来訪者は自己隔離不要

【ポイント】

●北部準州(NT)政府は, 7月17日(金)以降, 国内他州からの来訪者は, 14日間の自己隔離を不要とする旨発表しました。ただし事前にオンラインで入州申請書をNT政府に提出する必要があります。

●国外からの来訪者は, 引き続き14日間の強制隔離が義務づけられます。

【本文】

1 ガナーNT 首席大臣は6月18日(木)の記者会見で, 7月17日(金)以降, 国内他州からの来訪者は, 14日間の自己隔離を不要とする旨発表しました。7月31日(金)までの間に国内他州から NT に来訪する場合には, 事前にオンラインでの入州申請書(末尾参照)をNT政府に提出する必要があります。

2 国外からの来訪者は, これまでと同様に NT 政府指定の宿泊施設において監視される14日間の強制隔離が義務づけられます。

ONT 政府ホームページ

(7月17日からの入州に関する隔離規定の変更)

<https://coronavirus.nt.gov.au/roadmap-new-normal/border-changes>

(7月17日から31日の間に国内他州から NT に来訪する場合に必要なオンライン入州申請書)

<https://forms.nt.gov.au/Produce/wizard/5d66597b-93d5-43fb-a83e-ceb085826c31/>

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報, 感染・予防対策, 雇用・経済対策, 連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届, たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で, メールの配信を変更・停止したい場合は, 以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>